

12-12 日雇派遣

日雇い派遣

日雇い派遣の問題点

- 1 雇用期間が短い
- 2 仕事があるかどうか前日まで分からない
- 3 当日キャンセルがある
- 4 賃金水準が低い
- 5 給与から不透明な天引きがある
- 6 移動時間、待機時間中の賃金不払い
- 7 物品購入の強制
- 8 遅刻などペナルティによる賃金カットがある
- 9 安全衛生措置が適切に講じられない
- 10 派遣元による雇入れ時安全教育が未実施
- 11 労災が起きやすい
- 12 社会保険等に適正に加入できない
(2007.11 労働力需給制度部会提出資料から)

日雇い派遣 原則禁止

禁止対象

日々又は30日以内の期間を定めて雇用する労働者

平成24.10.1施行

例外

- 1 政令で定める17.5業務
- 2 60歳以上の者、昼間学生、年間生業収入が⁵500万円以上の者、世帯収入が年500万円以上の者

日雇派遣

倉庫・運送、製造業等に多いといわれる。極めて短期の派遣であるため、派遣業者の順法意識が低い場合、港湾、建設等の禁止業務への派遣や偽装請負、安全管理の不徹底（災害発生）（*）、データ装備費等不適正な賃金控除等の問題が発生している。2008年10月からの米金融恐慌に端を発した景気後退局面では、甚だ不安定な雇用の実態が改めて問題となった。

（*）背景に、雇入れ時に実施すべき安全衛生教育が短期の日雇派遣労働者には十分に実施されず、労働災害の発生につながっているとの議論がある。ただ、この問題は、日雇労働者に対して行う現場中心的な雇入れ時安全教育は、派遣先にその実施義務を課さない限り、将来とも実効性は期しがたいと思われる。なお、日雇派遣が問題化した平成20年の休業4日以上⁴の労働災害129,026件のうち、派遣労働者の労働災害が、5,631件（4.3%）となっている（製造業は、2,965件が発生している）。

日々又は30日以内の期間を定めて雇用する労働者については、原則として日雇派遣が禁止された（平成24.10.1施行）。なお、次の例外が認められている。

- 1) 政令で定める17.5業務（12-6解説欄の26の専門的業務のうち、3号、4号、14号、15号、16号のうち受付・案内、21号、22号、24号、26号を除く業務）
- 2) 60歳以上の者、昼間学生、年間生業収入が⁵500万円以上の者、世帯収入が年500万円以上の者